

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月29日
【会社名】	株式会社 イチケン
【英訳名】	ICHIKEN Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水野 憲雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都台東区北上野二丁目23番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長水野憲雄は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日を平成22年3月31日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。当該評価範囲を決定する手順、方法等としましては、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについては全事業拠点を評価の対象とし、記録・証憑の検証等の手続き及び整合性について評価をいたしました。

決算・財務報告プロセス以外で当社の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスにつきましても、原則として全事業拠点を評価範囲といたしました。なお、当社の事業目的に大きく関わる勘定科目は「完成工事高」「完成工事未収入金」「未成工事支出金」であります。

## 3【評価結果に関する事項】

財務報告に係る内部統制について、下記に記載した業務プロセスに関する内部統制の不備は、将来的に財務報告に重要な影響を及ぼす可能性があり、重要な欠陥に該当すると判断しました。そのため、当事業年度末時点における、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

### 記

平成22年3月締結の工事請負契約（1件）に関して、工事受注に関わる業務プロセスにおいて、受注に対する社内の審議不十分や契約内容の審査不足、営業管理規程の整備不十分といった「整備及び運用の不備」の状況が判明しました。当該契約については、契約解除に向けて協議中ではありますが、当該契約の締結により、財務諸表において偶発債務につき注記することとなり、また、決算公表が遅延する等の影響を生じさせていることから、当該「整備及び運用の不備」は重要な欠陥に該当すると判断しました。

事業年度末日までに是正できなかった理由は、該当案件の発生が当事業年度末日近くであり、時間的制約から財務報告に係る内部統制の整備及び運用全体の有効性を確認するに至らなかった為です。

尚、上記内部統制上の不備事項については、受注における社内の審議項目の見直しや、契約内容の審査強化とチェック体制の充実、更に、受注行為に関するリスクを洗い出し、営業管理規定に反映させ整備致します。それらの内容を全役員へ周知徹底し、併せて再発防止策の実施状況をモニタリングしてまいります。

## 4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。